

大崎病経第 0 0 3 号
令和 7 年 4 月 1 日

入札参加業者 各位

大崎市病院事業管理者 並木 健二

契約保証金の取扱いについて（通知）

公共機関の契約においては、受注者の完全な履行の確保と万一の不履行の際に発注者が受ける損害のてん補を目的とし、原則として契約の際に受注者から契約保証金を徴収しなければなりません。

これまで病院事業においては、建設工事、建設関連業務、物品調達及び管理業務の区分ごとに契約保証金の徴収範囲を限定しておりましたが、徴収範囲を下記のとおり見直しますのでご確認願います。

1 運用の概要

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（１）契約保証金の納付（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証（４）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 |
|--|

契約保証金の運用については、契約書約款において次のように規定しています。

上記のうち、（３）及び（４）による保証の場合は、契約期間中の現金での保証金預け入れがなく、低廉な保証料等の負担で済み、かつ、（４）の場合は、契約保証金の返還請求が発生せず取扱いが簡便です。

2 契約保証金の徴収範囲

- （１）建設工事（契約金額が 2 0 0 万円以上のものに限る。）
- （２）建設関連業務（契約金額が 1 0 0 万円以上のものに限る。）
- （３）物品調達（契約金額が 1 5 0 万円以上のものに限る。賃貸借契約を除く。）
- （４）管理業務（契約金額が 1 0 0 万円以上のものに限る。）

※ 当分の間、上記（３）及び（４）のうち、複数年度契約及び単価契約については、徴収対象外とします。また、今後も実績等の推移を見ながら、範囲の拡大を検討します。

3 適用日

令和７年４月１日以降に入札公告又は見積依頼通知を行う案件から適用します。

※契約保証金の取扱いについては、契約案件ごとの入札公告に示しますので、その内容に従って応札願います。

4 その他

- （１）契約保証金の額は、契約金額（消費税等の額を含む。）の１０％以上の額とします。
- （２）履行保証保険契約等の保証料（保険料）については、発注者の積算において一般管理費等で見込んでいます。
- （３）契約保証金に関する手続きの流れは、別紙に示すとおりです。
- （４）その他契約保証金に関する事項は、大崎市病院事業契約事務規程及び契約書約款に記載していますので下記を参照願います。

大崎市民病院ウェブサイト＞入札契約＞[大崎市病院事業契約事務規程](#)及び[入札・契約関係様式](#)

【別紙】契約保証金に関する手続きの流れ

